規

則

部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の

福島県規則第九十五号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定め

第2035号

式会社福島銀行の項の改正規定は平成二十年十二月一日から施行する。

(出納総務課)

同表株

この規則中別表第二いわき中部農業協同組合の項の改正規定は公布の日から、

部農業協同組合の項中「渡辺支店」を「本店、渡辺支店」に改める。

別表第二株式会社福島銀行の項中「東舘支店」を「矢祭支店」に改め、

同表いわき中

和三十九年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

規 則

○指定金融機関等の名称、位置並び 則 を定める規則の一部を改正する規 に収納及び支払の事務の取扱範囲 上西

上四

○土地改良法により換地計画を定め 上四

福

○漁業災害補償法による届出に係る

規定する要件に適合すると認める 特定第二号漁業者の同意について

○救急病院等を定める省令により救 急病院を認定した件 告 示

> ○肥料の登録の有効期間を更新した 件 <u>士</u> 五 上五

公

○県営土地改良事業の工事が完了し ○一般競争入札を行う件

L

○道路の供用を開始する件二件○道路の区域を変更する件二件 ○二級建築士試験の受験資格を定め ○都市計画事業の事業計画の変更を ○自動車専用道路を指定する件 ○道路の区域を変更する件 ○土地区画整理法により換地処分を 認可した件 る件の一部を改正する件 した旨届出があった件

Ŀ प्रचं 告

福島県告示第七百八十七号

次の病院を平成二十年十一月十八日救急病院として認定した。 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、

上五.

平成二十年十一月二十八日

福島県知事

佐

藤

雄

平.

社会福祉法人恩賜財団 伊達郡川俣町大字鶴沢字川端 所在地 平成二三年一一月一七日 認定有効期限

済生会支部福島県済生会

済生会川俣病院

(医療看護課)

받

福島県告示第七百八十八号

津島地区の県営区画整理事業に係る沼和久換地区の換地計画を定めた。この定めに係る 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、

関係書類を次のとおり縦覧に供する。 平成二十年十一月二十八日

士

福島県知事

佐

藤

雄

平

換地計画書の写し

縦覧に供する書類

縦覧の期間

平成二十年十二月 月 一日から 一十二日まで (二十二日間

三 縦覧の場所

双葉郡浪江町役場

福島県知事

佐 藤 雄 平

(農地管理課)

福島県告示第七百八十九号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則 る規則の一部を改正する規則 韶

同法第百五条の二第三項の規定による発起人遠藤松男ほか一名からの平成二十年十月二 件に適合すると認める。 十九日付けの届出に係る特定第二号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要

平成二十年十一月二十八日

福島県告示第七百九十号

永 藤 産雄

福島県知事 佐

課平

登録の有効期間を次のとおり更新した。 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号) 第十二条第二項の規定により、 肥料の

平成二十年十一月二十八日

福島県知事 佐 藤 雄 平

i i		i i	保証成分量(%)	量(%)	\$) <u>?</u>			更新した
(福島県)	種類		窦全素量	り た酸	の規格	は名名は名称	住所	登録の有効期限
821	混合有	混合有	3.0	8.0	含有を許さ 大栄物	大栄物	東京都江東 平成23年	平成23年
	機質肥	機スー			れる有害成 産株式	産株式	区佐賀一丁 12月1日	12月1日
	萃	> 1			分の最大量	会社	目7番5号	
					は公定規格			
					のとおり。			

(農業総合センター)

福島県告示第七百九十一号

福

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい 課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供

平成二十年十一月二十八日

福島県知事 佐 藤 雄 平

代塩川線	路 線 名
田字手洗川西三八三六耶麻郡猪苗代町大字長	区間
変更前	更後の別変更前変
	敷地の幅員
1, 1110.0	(メートル) 長

	番一地先まで	7川宮長送山三町八七一同 郡同 町大字三 番二○地先から
	変更後	
В	A	В
	八. ○	一 〇 丘 〇 ・ 〇 く
一、〇七二:五		一、〇七二・五

(道路計画課)

福島県告示第七百九十二号

課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年十一月二十八日から二週間 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい 一般の縦覧に供

平成二十年十一月二十八日

福島県知事

佐

藤

雄

平

	三二 〇 元 〇 5	変更後	で 東六七二八番一地先ま 東六七二八番一地先ま	
二 五 · ○	九二 一五 · 五 五 〈	変更前	ら 六四五一番一一地先か ボ麻那猪苗代町字堤下	代塩川線
(メートル) 長	(メートル)敷 地の 幅 員	更後の別	区間	路 線 名

(道路計画課)

福島県告示第七百九十三号

建設事務所で平成二十年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次の道路の

平成二十年十一月二十八日

路

線

名

供

用

開

始

福島県知事 佐 藤 雄

	福島県知事
共	佐
Ħ	藤
用	雄
台	平

0)		
	₹	
ı	間	
<u></u> の	供	
期	用	
州	開	
日	始	
		_

県

平成二十年十一月二十八日

	^完 道猪苗代塩川線	
<u> </u>	番二○地先から耶麻郡猪苗代町大字長田字手洗川西三八三六	
	一月二八日 平成二○年一	

県

(道路計画課)

福島県告示第七百九十四号

建設事務所で平成二十年十一月二十八日から二週間 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の 一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月二十八日

福島県知事 佐 藤 雄

平

	道猪	路
	猪苗代痘	線
	塩川線	名
で同り郡	耶麻那	供
同	麻郡猪苗代町字堤下六四五	用
町字調	7町字堤	開
字諏訪東六七二八番	作六皿	始
七二	_	の
	番一	区
地 先 ま	地先か	間
_ I	一平月成	の供
)	$\frac{-}{}$	期開
ŀ	年一	日始

(道路計画課)

福島県告示第七百九十五号

福

車専用道路を次のように指定する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課 及び福島県県中建設事務所で平成二十年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第四十八条の二第二項の規定に基づき、 自動

福島県知事 佐 藤 雄 平

	県道矢	路
	!矢吹小野線	線
	野線	名
で同り郡同	石川郡玉川	指
村大字吉字境田八	村	定
境田八八番五六	大字吉字宮ノ前六六番	区
六地先ま	二地先か	間
Ī	平成二○年一	指定年月日

福島県告示第七百九十六号

て換地処分をした旨届出があった。 西第二土地区画整理組合から会津坂下都市計画事業坂下西第二土地区画整理事業につい 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定により、

平成二十年十一月二十八日

福島県知事

佐

藤

雄 平

(まちづくり推進課)

都市計画事

福島県告示第七百九十七号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、

平成二十年十一月二十八日

業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

施行者の名称

福島県知事

佐 藤

雄

平

福島市

_ 都市計画事業の種類及び名称

県北都市計画下水道事業(福島市流域関連公共下水道)

三 事業認可の年月日

四 事業施行期間 昭和六十二年九月二十九日

Ŧi. 事業地

収用の部分

昭和六十二年九月二十九日から平成二十四年三月三十一日まで

字柿ノ下及び字小峠、大森字馬場、字中町、字経塚及び字日ノ下並び 区域を加える。 に永井川字北谷地、 石堂、字江添、字西海枝及び字明神脇、沖高字東原、町庭坂字小道、 示第五百二十七号)の事業地に福島市飯坂町平野字中原、字田下、字 字向雷、字中西田、字雷、字竹ノ内及び字光白の

都市計画事業の事業計画の変更を認可した件(平成十八年福島県告

原田、字鎌ヶ渕、字寺屋敷、字榎内、字向光白、字木野田、字土橋及 字北内町、字中町裏、字南中道及び字下原田、永井川字北原田、字南 字畑外、字狐林、字下花沢、字町尻、字町下、字松ノ下及び字長林、 飯坂町字佛坂及び字五郎兵ヱ舘、沖高字堰添、字穴田、字樋越、字吉 下、字西石堂、字発股内、字西海枝屋敷、字西海枝前及び字八升蒔、 前、字上ノ原、字道添、字北原、字下原、字東原、字壇ノ東、字明堂 仁井田字竹ノ花及び字谷地南、吉倉字八幡、成川字台、大森字土手内、 同事業地に福島市飯坂町平野字鯖野、字屋敷内、 字西原及び字上川原、町庭坂字中通、字内町、字堀ノ内、字新町、 字坂ノ上、

(道路計画課)

字塚越、字本町裏、字西ノ内、字唐橋及び字坿、永井川字続堀、字松 八木田字北ノ内、吉倉字谷地、方木田字水口、大森字下町、字本町、同事業地のうち福島市飯坂町平野字石堂前、字道下及び字明神町、 び字五治郎内並びに田沢字神ノ前、字木曾内入、字中ノ町、 木下及び字沢田並びに太平寺字坿屋敷及び字一本柳の各一部の区域を 全部の区域に改める。 字壇ノ前、字銅屋前及び字宮ノ前の各一部の区域を加える。 字木曾内

同事業地のうち福島市飯坂町平野字東石堂及び字堂ノ前、八木田字 吉倉字名倉並びに大森字東滝ノ前の各一部の区域を変更する。

使用の部分

福島県告示第七百九十八号

部を次のように改正する。 一級建築士試験の受験資格を定める件 (昭和五十三年福島県告示第五百十七号) 0)

平成二十年十一月二十八日

練校、同法第十六条による高等職業訓練校、同法第十八条による身体障害者職業訓練校 行う職業訓練施設、職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成四年法律第六十七 又は同法第二十四条による認定職業訓練」を「による職業能力開発校、職業能力開発促 者雇用促進法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第四十一号)による改正前の職 開発促進法による職業訓練校、技能開発センター若しくは障害者職業訓練校、身体障害 号。第八号及び第九号において「平成四年改正法」という。)による改正前の職業能力 は高等職業訓練校」に改める。 業能力開発促進法による身体障害者職業訓練校又は職業訓練法の一部を改正する法律 (昭和五十三年法律第四十号)による改正前の職業訓練法による専修職業訓練校若しく 第二号中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に、「第十五条による専修職業訓 障害者職業能力開発校若しくは事業者等が知事の認定を受けて職業訓練を 雄 平.

福

島

第八号中「実業学校教員養成規程」を「旧実業学校教員養成規程」に改め、 第三号中「第八十三条による」を「による専修学校又は」に改める。 の規定

十二号とする。 成所の設置等に関する臨時措置法(昭和三十六年法律第八十七号)」に改め、 を削り、同号を第十三号とする 第七号中「国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法」を「旧国立工業教員養 同号を第

十二年日本国有鉄道公示第一号)」に改め、 学教室」を「本科教育課程理工学専攻建設環境工学科」に改め、同号を第十一号とする。 第五号中「日本国有鉄道組織規程第四十八条」を「旧日本国有鉄道組織規程(昭和三 第六号中「第三十一条」を「(昭和二十九年法律第百六十四号)」に改め、 同号を第十号とし、同号の前に次の一号を 「土木工

> 九 程の建設科の課程を修めて卒業した者 いて、特別高等訓練課程、専門訓練課程若しくは専門課程の建築科の課程又は専門課 平成四年改正法による改正前の職業能力開発促進法による職業訓練短期大学校にお

に「又は長期課程の建築工学科の課程」を加え、同号を第八号とし、同号の前に次の四 進法」に改め、「長期指導訓練課程」の下に「若しくは長期課程」を、 第四号中「職業訓練法第十七条」を「平成四年改正法による改正前の職業能力開発促 「の課程」の下

期大学校において専門課程の居住システム系建築科の課程若しくは専門課程の居住シ 課程の居住システム系建築科の課程又は職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短 テム工学科の課程を修めて卒業した者、応用課程の居住・建築システム技術系建築施 ム系建築科の課程を修めて卒業した者 ステム系住居環境科の課程を修めて卒業した者に限る。)又は専門課程の居住システ エシステム技術科の課程を修めて卒業した者(職業能力開発総合大学校において専門 職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校において、長期課程の建築シス

(下水道課

四十五号)による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校において、 長期課程の建築工学科の課程を修めて卒業した者 職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律(平成九年法律第

の課程を修めて卒業した者 門課程の居住システム系建築科の課程若しくは専門課程の居住システム系住居環境科 くは職業能力開発短期大学校において専門課程の居住システム系建築科の課程若しく は専門課程の居住システム系住居環境科の課程を修めて卒業した者に限る。)又は専 大学校において専門課程の居住システム系建築科の課程又は職業能力開発大学校若し ステム技術系建築施工システム技術科の課程を修めて卒業した者(職業能力開発総合 職業能力開発促進法による職業能力開発大学校において、応用課程の居住・建築シ

七 ム系建築科の課程又は専門課程の居住システム系住居環境科の課程を修めて卒業した 職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校において専門課程の居住システ

第十三号の次に次の一号を加える。

十四四 その他知事が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者 (建築指導課)

公告第六百十号

則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六条第一項の規定により公告する。行令」という。)第百六十七条の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規 り一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施 給与システム入力データ変換業務(データエントリー業務)委託について、

2

入札に付する事項 例月給与

平成二十年十一月二十八日

件名及び予定数量 給与システム入力データ変換業務 (データエントリー -業務)

一般データエントリー 九万六千件

五百件

給与口座管理

業務の仕様等入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十一年一月五日から同年三月三十一日まで

入札に参加する者に必要な資格に関する事項 履行場所入札説明書による。

要な資格の確認を受けた者であること。 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、 施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること かつ、当該入札に参加する者に必

2 品を納入することができる処理能力を有する者であること。 以上又は日本語データを千件以上処理する能力を有し、かつ、一般データを処理す る場合、午前九時に七千件の入力データを受け取り、その日の午後四時までに成果 数をそれぞれ六十八文字及び四十八文字として、一日当たり、一般データを一万件 (一バイト文字と二バイト文字が混在するデータをいう。以下同じ。) の平均文字 一般データ(一バイト文字のみのデータをいう。以下同じ。)及び日本語データ

該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。 掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、 入札に参加する者に必要な資格の確認 - 『『『『』』、『日号』『『写り』『見と忝すして、次に定めるところにより提出し、当入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の2にノ木に参加できましま』。『『『』、『』、

曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時三十分まで 平成二十年十一月二十八日(金)から同年十二月五日 一番十六号 (金) まで

提出場所 郵便番号九六〇—八六七〇 福島県福島市杉妻町二

福島県総務部人事総室人事課

2

電話〇二四―五二一―七〇七一

3 成二十年十二月五日(金)午後五時三十分まで必着とする。 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、 書留郵便とし、 平

入札及び開札の日時及び場所

日時 平成二十年十二月十五日(月)午前九時三十分

2 福島県庁西庁舎四階総務部人事総室人事課分室一 (福島県福島市杉妻町)

Ŧi. 入札保証金及び契約保証金

1 札金額にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額の百分の三以上の額の入札保 入札保証金 入札に参加を希望する者は、一の1の⑴から闫までの項目ごとの入

福島県知事 佐 藤 雄 平

2 契約保証金 落札者は、一の1の円から回までの項目ごとの契約金額にそれぞれ 場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。 ればならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいずれかに該当する の予定数量を乗じて得た額の合計額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなけ ずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。 証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号のい

入札者に要求される事項

関し福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の提出期限まで

入札の無効

す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。 二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示

その他

単価を記載すること。 入札方法 入札書には、 一の1の一から闫までの項目ごとにそれぞれ一件ごとの

分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五 相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に

行ったものを落札者とする。 金額にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額の最低額をもって有効な入札 定価格の制限の範囲内である者であって、一の1の口から回までの項目ごとの入札 落札者の決定方法 一の1の口から回までの項目ごとの入札金額のそれぞれが予

3 契約書作成の要否

4 その他 詳細は、 入札説明書による。

主

人

事

課

公告第六百十一号

たので公告する。 南棚塩地区に係る県営経営体育成基盤整備事業の工事は、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により 平成二十年七月十八日完了し

平成二十年十一月二十八日

福島県知事 佐 藤 雄

(農村計画課 平

1 箇月 3,390円】

県刷 発行者 印刷所 福 『 株式会社 第 島 印